

# 憲法 69 条の原意

## — 第 1 回目の衆議院解散の波動 —

加 藤 一 彦

### 《目 次》

- 一、はじめに
- 二、憲法制定過程における議論
- 三、第 1 回目の衆議院解散の憲法的影響
- 四、小結

### 一、はじめに

日本国憲法上、内閣が衆議院を解散する根拠条文は二箇条ある。憲法 69 条と憲法 7 条である。憲法 69 条は「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10 日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない」と規定し、内閣が衆議院を解散できる場合を定めている。また、憲法 7 条 3 号は、天皇の国事行為の一つに「衆議院を解散すること」をあげ、内閣の「助言と承認」を条件として天皇の形式的解散権の所在を定めている。

日本国憲法制定後、今日まで（2017 年 12 月現在）、衆議院の解散は 24 回あるが、憲法 69 条を原因とする衆議院解散は 4 回であり、残余 20 回は憲法 7 条に基づく内閣の任意の意思による解散である<sup>1)</sup>。衆議院解散をどのような場合にできるかはしばらく置くとしても、いわゆる「7 条解散」が、憲法慣行として確立していることは確かであろう<sup>2)</sup>。ただ、「7 条解散」の実例を通観すると、「国

1) 衆議院調査局議会制度等研究グループ『英国、フランス、ドイツ及び日本の統治制度 — 議会の解散を中心にして —』（2016 年）49 頁表参照。

2) 佐藤功『憲法（下）〔新版〕』（1984 年、有斐閣）846 頁参照。

民の信を問う」必要性がある場合のほか、「首相の首相による首相のための解散」ともみられる政権維持を自己目的とした解散もあり、憲法慣行としてはいかななものかとの面もある。とはいえ、そうした衆議院解散も含め、内閣による解散権行使は憲法7条の範囲内にあり、「違憲の衆議院解散」の問題は発生しないと考えられている。

しかし、本当に衆議院解散は内閣の裁量行為であり、その不当は、衆議院解散後の衆議院議員総選挙の政治過程に解消できるのであろうか。そこで本稿では、この疑問に答えるべく次の問題を設定してみた。そもそも日本国憲法上、議院内閣制を採用していることを前提に、内閣が自由に衆議院を解散できるという見方は、どんな経緯で生まれたのであろうか、という問題設定である。この歴史的経緯を整理すれば、解散権の根拠をめぐる始原的意味は、確定できるはずである。具体的にいえば、日本国憲法制定後の最初の「馴れ合い解散」（1948年12月23日）にまつわる問題群である。この衆議院解散の分析作業を通じて、憲法7条と憲法69条との法的関連性を明らかにし、内閣による衆議院解散に関する解釈論、殊に「その幅の課題」に架橋できるのではないかと考えている。

## 二、憲法制定過程における議論

### 1. マッカーサー草案起草過程

マッカーサー草案（1946年2月13日／日本政府手交）は、国会（当時は一院制）の解散権に関し、次のような規定を置いていた——当該草案の訳は、2月25日の臨時閣議で配布された外務省仮訳からである<sup>3)</sup>。

#### 第一章 皇帝

##### 第六条

皇帝ハ内閣ノ輔弼及協賛ニ依リテノミ行動シ人民ニ代リテ国家ノ左ノ機能ヲ

3) 古関彰一『日本国憲法の誕生〔増補改訂版〕』（2017年、岩波現代文庫）193頁以下に外務省訳の経緯が紹介されている。また、訳文は、国立国会図書館HP「日本国憲法の誕生／入江文書15」より引用した。英文は、同HP「Constitution of Japan」12 February 1946. より引用した。

行フヘシ 即国会ノ制定スル一切ノ法律、一切ノ内閣命令、此ノ憲法ノ一切ノ  
改正並ニ一切ノ条約及国際規約ニ皇璽ヲ欽シテ之ヲ公布ス  
国会ヲ召集ス  
国会ヲ解散ス  
総選挙ヲ命ス  
(以下、略)

Article VI.

Acting only on the advice and with the consent of the Cabinet, the Emperor, on behalf of the people, shall perform the following state functions:

Affix his official seal to and proclaim all laws enacted by the Diet, all Cabinet orders, all amendments to this Constitution, and all treaties and international conventions;

Convoke sessions of the Diet;

Dissolve the Diet;

Proclaim general elections;

(以下、略)

第四章 国会

第五十七条

内閣ハ国会カ全議員ノ多数決ヲ以テ不信任案ノ決議ヲ通過シタル後又ハ信任案ヲ通過セサリシ後十日以内ニ辞職シ又ハ国会ニ解散ヲ命スヘシ 国会カ解散ヲ命セラレタルトキハ解散ノ日ヨリ三十日ヨリ少カラス四十日ヲ超エサル期間内ニ特別選挙ヲ行フヘシ 新タニ選挙セラレタル国会ハ選挙ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ召集スヘシ<sup>4)</sup>

---

4) 高柳賢三ほか『日本国憲法制定の過程 I』(1972年、有斐閣)には、新訳が掲載されている。この新訳の方が正確であるため、以下、対応箇所をあげておく。「第1章 天皇」は次の通りである。「第6条 天皇は、内閣の助言と同意のもとにおいてのみ、国民のために、左の国の職務を行なう。国会によって制定されたすべての法律、すべて

## Article LVII.

Within ten days after the passage of a resolution of non-confidence or the failure to pass a resolution of confidence by a majority of the total membership of the Diet, the Cabinet shall resign or order the Diet to dissolve. When the Diet has been ordered dissolved a special election of a new Diet shall be held not less than thirty days nor more than forty days after the date of dissolution. The newly elected Diet shall be convoked within thirty days after the date of election.

GHQ 民政局行政部<sup>5)</sup>による「憲法改正（案）の説明のための覚え書き」によれば、日本国憲法制定の基本線は、「天皇制を修正し、天皇を儀礼的な元首（the ceremonial head of the state）」に代え、「国民が政府に対して非常に強い支配を及ぼしうようにするため、内閣は立法部に対し連帯して責任を負うものとし、立法部を強化すること」<sup>6)</sup>にあった。そこで、GHQ 民政局は国会権能の拡大を意図し、国会解散を限定的に捉えることを念頭に置いていた。同「覚え書き」の「e 第 4 章 国会 (4)」には、次のことが記載されている。

「内閣が国会を解散できるのは、不信任決議が成立したときのみであるとすることは、総選挙を強いる権限を制限するものであり、これによって内閣との関係での国会は強化される。またそれは、内閣に対し総辞職するか国民に信を問うかの二者択一を迫るものでもあり、内閣は国会に対して責任を負わなければならないという原則を維持するものでもある。とりわけ、このような解散権は、国会が真面目な指導者のもとに政治的責任を負うということをもたらず可能性が大き

---

の政令、すべての憲法改正および条約その他すべての国際協約に、天皇の公印を捺し、これを公布すること。国会を召集すること。国会を解散すること。総選挙の施行を公示すること。以下略」（同書・271 頁）。また、「第 4 章 国会」は次の通りである。「第 57 条 国会が、総議員の過半数で、不信任の決議案を可決し、または信任の決議案を否決したときは、内閣は、10 日以内に、辞職するか国会を解散するかしなければならない。国会の解散が命じられたときには、解散の日から 30 日以上 40 日以内に、新しい国会を選ぶための特別選挙を行わなければならない。新しく選挙された国会は、選挙の日から 30 日以内にこれを召集しなければならない」。同書・287 頁。

5) 民政局の内部構成については、古関・前掲書（註 3）137-138 頁参照。

6) 高柳・前掲書（註 4）305 頁。

い」<sup>7)</sup>。

また同「f 第 5 章 行政権」のところでは次のような記述もある。「(1) 行政権はすべて、国会に対して連帯して責任を負う内閣に属する。不信任案は内閣全体を対象とし、それが通れば内閣は全体として倒れる。(2) 内閣は、新しい議会が召集されたときは、常に総辞職しなければならない。かくして選挙民は、議会を通して、ある内閣に反対する意思を表明し、新内閣を樹立することができる」<sup>8)</sup>。「(9) 内閣は、イギリスの内閣ほどには強力なものとはされていない。例えば、国会が内閣の意図する立法を阻止したときに、自己の判断で国会を解散するという権限は与えられていない。日本で危険なことは、行政権が弱すぎるということではない。反対に、伝統的に弱体だったのは、立法府なのである。従って内閣には優位 (a whip hand — 引用者) が認められなかったのである」<sup>9)</sup>。

ただし、こうした強い立法部の構想は、GHQ 民政局の統一した見解ではなかった。すなわち、草案作業班の一つである「行政権に関する小委員会」に属する M.J エスマン (陸軍中尉) は、2 月 8 日の段階において「強力な行政府」の構築を意図し、運営委員会 (ケーディス陸軍大佐 [民政局行政部長]、ハッシー海軍中佐、ラウエル陸軍中佐、R. エラマン) 宛てに現草案について反対意見書を提出している<sup>10)</sup>。この文書が、ラウエル文書 / 「憲法 [草案起草作業] 運営委員会に対するメモ [行政権に関する小委員会内の反対意見]」である<sup>11)</sup>。

7) 同上・311 頁。

8) 同上・313 頁。

9) 同上・315 頁。この翻訳については、不正確だという指摘が小嶋和司よりされている。小嶋訳では「たとえば、国会が立法上のプログラムを拒絶したときにも、恣意的に国会を解散することはできない。日本での危険は、弱き行政部ということではなく、逆に弱い伝統をもった立法部である。したがって、内閣に whip hand は与えられなかった」とする。小嶋は「whip hand」に「鞭の手」の訳語をあてがい、その意味の深さをエスマン反対意見と結びつけて論じている。小嶋和司『憲法学講話』(1982 年、有斐閣) 165 頁参照。

10) 高柳・前掲書 (註 4) 177 頁参照。

11) 同上・183-185 頁。この反対意見書には、エスマンと J.I. ミラの署名がされている。マッカーサー草案 (2 月 12 日稿) にエスマンは署名していない。ほかに、キーニ (P.O. Keeney: 地方行政委員会所属)、シロタ (B. Sirota: 人権委員会所属) も署名せず、合計 3 名が署名をしていない。この点については、国立国会図書館 HP 「日本国憲法の誕生」の「Constitution of Japan」12 February 1946. 文書冒頭に記載がある。

エスマン／ミラ反対意見は、長文であるので、適宜省略して以下紹介しておく。「われわれは〔提出された〕草案が、内閣総理大臣に対し、その提出した法案中主要なものが国会で好意的な扱いをうけなかったときに、国会を解散して民意に問う機能を認めていないことに反対する。こういう機能が認められなかったことは、内閣制度の運用を危くするものである。これでは、行政部は、国会と意見が一致しなかった場合のかけ引きの力がぜんぜんなく、辞職を余儀なくされるのであり、フランスの〔政治〕経験中の最も弱い面を再現することになる」。

「われわれの意見では、内閣総理大臣が解散権を濫用するということは、なさそうである。というのは、解散をすればそのたびに、立法府の継続性が失われるだけではなく、内閣総理大臣が引続きその地位に留まること自身が危くなるからである。草案にあるような制度では、国会はめったに不信任決議をしないであろう。というのは、国会は、他の手段で、〔解散により〕自らの任期を短くされる危険を冒すことなしに、政府の施策を拒否できるからである」。「行政府に解散の権能を与え、国会が政府の提案中主要なものに賛成しなかったときには、これを解散することができるようにし、国会の無責任な傾向が強まらないようにしむけるのが一番よい。解散権をもち、これを発動するぞとどすことによって、安定し、しかも責任を負う行政府が確保されやすくなるのである」<sup>12)</sup>。

このエスマン／ミラ反対意見は、フランス第3共和制における行政府と議会との関係性を正確に把握し<sup>13)</sup>、当時のフランス型議院内閣制において、内閣の解散権が事実上、封鎖されてきたことがその大きな欠点と捉える一方、イギリス型議院内閣制の運用と解散権の効果をバジヨット流に理解し、これを積極的に評価している点で注目に値する。しかし、この反対意見は無視され、マッカーサー草案では、内閣が不信任された場合に限定して、内閣により衆議院が解散され、天皇はその確定した衆議院解散を公表するという、基本線が示されたのである。

12) 同上・183-185頁。

13) 宮沢俊義「議院内閣制のイギリス型とフランス型」『憲法と政治制度』（1968年、岩波書店）67-69頁において、第3共和制におけるフランス型議院内閣制の欠点が指摘されている。第3共和制における憲法運用に関しては、樋口陽一『比較憲法〔全訂第3版〕』（1992年、青林書院）150-152頁参照。「公権力の組織に関する1875年2月25日の法律」5条によれば、共和国大統領が下院を解散するには、元老院の同意が必要であった。

## II. 日本政府 3 月 2 日案

マッカーサー草案が日本政府に手交されたのが 2 月 13 日、松本丞治國務大臣がこれを閣議に報告した日は 2 月 22 日である。この段階では、松本試訳は第 1 章と第 2 章（第 1 条から第 9 条まで）しかなかった。2 月 26 日に初めて、先に引用した外務省仮訳が閣議に提出され、閣議では、翌 27 日より 3 月 11 日完成予定で日本語条文化作業を進めることが決定された。しかし、GHQ 民政局は条文化作業を急がせ、3 月 2 日に日本語のままの憲法草案の提出を求めた<sup>14)</sup>。同憲法草案は、3 月 4 日、GHQ 民政局に提出された。

ここで紹介するのは、松本丞治、入江俊郎法制局次長、佐藤達夫法制局第一部長が中心にまとめ上げた 3 月 2 日案である。この 3 月 2 日案は、マッカーサー草案の日本語への翻訳ではなく、明確に先の 3 名の意思が反映され、いわゆる「日本化」起草作業であった。「第 4 章 国会」と「第 5 章 内閣」の部分の起草は、2 月 22 日に作成しておいた松本試訳とあわせて、すべて松本の手による<sup>15)</sup>。以下、3 月 2 日案を紹介するが、同案は憲法問題調査委員会（松本委員会／1945 年 10 月 27 日発足）<sup>16)</sup>において作成された甲案・乙案の法文を利用していため——すなわち旧憲法の法文の使用——英語との翻訳対応性はあまりない。特に、「衆議院解散ヲ命ゼラレ」なる表現は、旧憲法時代の天皇大権条項を踏まえての日本語翻訳である<sup>17)</sup>。

## 第一章 天皇

### 第七条

天皇ハ内閣ノ輔弼ニ依リ国民ノ為ニ左ノ國務ヲ行フ。

14) 古関・前掲書（註 3）197 頁参照。

15) 同上・196 頁参照。佐藤達夫 佐藤功補訂『日本国憲法制定史 第 3 卷』（1994 年、有斐閣）71-72 頁参照。

16) 佐藤功『憲法改正の経過』（1949 年、日本評論社）33 頁。なお、本書は 2016 年同出版社より復刻版が出版されている。

17) 旧憲法時代、衆議院の解散は次のように行われていた。議事録を紹介しておこう。「諸君、只今詔書降下の旨内閣總理大臣より傳達せられました、茲に之を捧讀致します——諸君の御起立を望みます〔總員起立〕 朕帝國憲法第七條に依り衆議院の解散を命ず〔總員敬禮〕」。『第 89 回帝國議會 衆議院議事速記録第 17 号』（1945 年〔昭和 20 年〕12 月 19 日）を利用した。

- 一 憲法改正、法律、閣令及条約ノ公布
- 二 国会ノ召集
- 三 衆議院ノ解散
- 四 衆議院議員ノ総選挙ヲ行フベキ旨ノ命令  
(以下略)

#### 第四章 国会

##### 第五十四条

衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ解散ノ日ヲ距ル三十日乃至四十日ノ期間内ニ衆議院議員ノ総選挙ヲ行ヒ、其ノ選挙ノ日ヨリ三十日内ニ国会ヲ召集スベシ。

衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ参議院ハ同時ニ閉会セラルベシ。

##### 第五十五条

衆議院ハ同一事由ニ基キ重ネテ之ヲ解散スルコトヲ得ズ。(以下略)

#### 第五章 内閣

##### 第七十一条

内閣ハ衆議院ニ於テ不信任ノ決議案ヲ可決シ又ハ信任ノ決議案ヲ否決シタルトキハ十日以内ニ衆議院ヲ解散セザル限り総辞職ヲ為スコトヲ要ス。

衆議院解散権条項については、「内閣」の章に移し代えられたことが重要である。この点について、佐藤達夫は「マ草案中の内閣総理大臣の指名に関する規定(五五条)及び内閣不信任決議の行われた場合の規定(五七条前段)は少し表現をかえて内閣の章に移した」<sup>18)</sup>、「マ草案で国会の章におかれていた内閣不信任決議の場合に関する規定(五七条前段)をこの章に移し、『内閣ハ衆議院ニ於テ不信任ノ決議案ヲ可決シ又ハ信任ノ決議案ヲ否決シタルトキハ十日以内ニ衆議院ヲ解散セザル限り総辞職ヲ為スコトヲ要ス』(七一条)るものとした。この表現は、もとの甲案・乙案(五五条Ⅲ)<sup>19)</sup>の形に近づけられたわけである」<sup>20)</sup>と述べ、法技

18) 佐藤・前掲書(註15)82頁。

19) 「憲法改正案(乙案)」(1946年2月2日)では、当該箇所は次のように定められている。「第四章 国务大臣 第五五条 国务各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス 凡テ法律

術的観点から条文を整理したと指摘している。

ただ、これに続けて佐藤の次の記述が興味深い。「立案の当時、私はこの草案はイギリス流の議院内閣制をとり入れたものと思こんでいたし、この条文が制限的意味で解散権の根拠規定となるというような考えは全然もっていなかった。おそらく松本大臣もそういった気持から、マ草案の表現を改めて、これを内閣の章に移されたものと思う」<sup>21)</sup>。

3月2日案を作成したもう一人の入江俊郎は、佐藤とは違いマッカーサー草案6条と57条を正確に捉えていた。入江は次のように述べている。「交付案によれば、解散をなしうるのを右の場合（マッカーサー草案57条のこと——引用者）のみに限り、そしてこれを外部に発表する手続としては、第6条の天皇の権能のうちに『国会ヲ解散ス』と記した条項によるものと解するのが自然ではないかと思われます。交付案はその点をはつきり考えて立案されてあったように思います」<sup>22)</sup>。「しかし、日本側は、当時解散権はたとえ形式的にもせよ天皇の権能であるから、内閣が国会を解散するという表現は、一方天皇に対する権能との関係からいっても、他方また議院内閣制の三権分立の建前からいっても適当ではないという考え方をとっておりました。従って松本氏が二院制度の案を立案せられた際この条文のこの部分は、国会の章ではなく内閣の章に移すとともに、要綱65（1946年3月6日内閣から公表された「憲法改正草案要綱」のこと——引用者）に見る如く、『十日以内に衆議院の解散なき限り』という表現を採用しております。これが3月4日、5日の会議でも司令部の承認するところとなったのであります」<sup>23)</sup>。

加えて入江は、次のように当時の日本側の認識を指摘している。「交付案57条の前半部分の英文を見ると、アメリカ側は当時において既にわが方の考え方とは根本的に違った考え方に立っていたのではないかと想像されますが、当時としてはわが方はそれに気づかず、むしろ善意で、解散の制度はアメリカにはないし、

---

勅令其ノ他國務ニ関ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス（第三項）國務大臣ハ衆議院ニ於テ不信任ヲ議決セラレタルトキハ解散アリタル場合ヲ除ク外其ノ職ニ留ルコトヲ得ス。

20) 佐藤・前掲書（註15）83頁。

21) 同上。

22) 入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』（1976年、第一法規）232頁。

23) 同上・232-233頁。

解散は当然イギリス流の制度でゆくのがよいと考えたのであります。アメリカ側の気付かないのを奇貨として、わが方がかような表現に変更したというわけではなかったのであります。尤も当時、会議等におきましてはこの点をアメリカ側と積極的に話し会ったことはありません。表現をかくの如くかえたのは、主として天皇が解散をするという条文とのつり合い、内閣が国会を解散するという言葉を避けて、『衆議院が解散サレナイ限り』という、この客観的受身の形を採用したにどどまったのであります。しかし、後にそれが大きな問題を生んだ契機となったのであります<sup>24)</sup>。

この入江発言にいう「大きな問題」は、章を改めてふれることにし、その後、3月2日案がどのように推移していったかを通観しておこう。

### Ⅲ. 3月4日/5日のGHQ 民政局との交渉から4月17日の憲法改正草案発表までの経緯

1946年3月4日、松本烝治と佐藤達夫はGHQ 民政局（第一生命館602号室／別称：第一生命ビル）を訪問したが、すでに白州次郎（終戦連絡中央事務局次長）、長谷川元吉（外務省嘱託／翻訳官）、小畑薫民（外務省嘱託／翻訳官）が来ており、日本側の3月2日案の英訳、点検作業が直ちに行われた<sup>25)</sup>。松本はケーディス大佐と喧嘩状態になり、14時30分頃、民政局を後にした<sup>26)</sup>。その後、松本は一度も民政局を訪れることはなく<sup>27)</sup>、松本に同伴を求められた佐藤が一人、翌3月5日16時頃まで民政局相手に奮闘することになる。佐藤の記録によれば、3月4日から5日の作業において、解散権条項が民政局より疑問視されたことはなかったと確認できる。ただ、次の関連条項が議論された。

## 第五章 内閣 第七十二条

24) 同上・233頁。明確な誤植は修正した。

25) 佐藤・前掲書（註15）105頁参照。

26) 憲法調査会事務局『憲資・総第28号 松本烝治口述 日本国憲法の沿革について』（1958年）23頁参照。

27) 古関・前掲書（註3）209頁参照。

内閣総理大臣欠クルニ至リタルトキ又ハ衆議院議員ノ任期満了ニ因ル総選挙ノ後ニ於テ初メテ国会ノ召集アリタルトキハ内閣ハ総辞職ヲ為スコトヲ要ス。

#### 第四章 国会

##### 第五十五条

衆議院ハ同一事由ニ基キ重ネテ之ヲ解散スルコトヲ得ズ。

佐藤は、3月2日案の第72条について「解散後の国会召集の際にも内閣は総辞職すべきであるという先方の意見により『任期満了ニ因ル』を削ることとした」<sup>28)</sup>と述べ、その結果、第4章の第55条は不必要な規定となったと指摘している。加えて、第55条は「内閣の章のところで日本案第72条を修正し、解散後の国会召集の場合においても内閣は総辞職しなければならないことにした結果、不要となったので削除した」<sup>29)</sup>と述べ、第55条に対応するヴァイマル憲法25条1項に基づくライヒ大統領のライヒ議会解散制限規定（「同一理由による解散は1回に限る」との規定）は、日本国憲法に導入されないことが決したのである。

3月5日、草案点検作業は終了し、日本文と英文が確定された。この3月5日案は閣議に提出され、了承が求められた。その際、幣原首相は「大局の上からこの外に行くべき途はない」<sup>30)</sup>と述べ、受け入れが公式に定まった。同日午後、幣原首相と松本国务大臣は、閣議中断の間、内奏し<sup>31)</sup>、天皇の意思を確認した。

28) 佐藤・前掲書（註15）129頁。

29) 同上・135頁。同趣旨の佐藤発言として、憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会第28回議事録』（1959年10月8日）23頁。なお、同議事録において3月2日案の内閣解散権条項については、「これはそのまま総司令部で承認されました、ずっとこれを基本にしたものがそのまま今日の法文になったと申し上げてよろしいと思います」と陳述している。先の入江の指摘を裏書きしている。

30) 佐藤・前掲書（註15）158頁。

31) 同上・162-163頁参照。『昭和天皇実録 第十』（2017年、東京書籍）61頁以下によれば、幣原首相・松本国务大臣の謁は、午後5時43分から7時10分までである。天皇からは憲法改正について「内閣に一任」することが示された。天皇からは、皇室典範改正の発議権の留保と華族廃止についてご下問があった（同上・63頁参照）。なお、入江・前掲書（註22）215-216頁の記述によれば、翌日公表される「憲法改正草案要綱」のための勅語原案を持参した。この勅語の文言が、極めて時間的に切迫していたせいか、英文からの翻訳の誤りがあると指摘されている（誤りと指摘された部分は下線

3月5日案は、次の通りである<sup>32)</sup>。

## 第一章 天皇

### 第七条

天皇ハ内閣ノ輔弼贊同ニ依リテノミ国民ノ為ニ左ノ國務ヲ行フ。

- 一 憲法改正、法律、閣令及条約ノ公布
  - 二 国会ノ召集
  - 三 衆議院ノ解散
  - 四 国会議員ノ総選挙ヲ行フベキ旨ノ宣布
- (以下、略)

## 第五章 内閣

### 第六十五条

内閣ハ衆議院ニ於テ不信任ノ決議案ヲ可決シ又ハ信任ノ決議案ヲ否決シタルトキハ十日以内ニ衆議院ヲ解散セザル限り総辞職ヲ為スコトヲ要ス。

日本政府は、GHQ 民政局の了承の下、字句の整理その他の準備の都合上、翌日に憲法草案を公表することとした。公表にあたっては「要綱」の形式としたため、「条」は削除し、文体も「ノコト」で結ぶことが入江より提案され、閣僚の了解を得た<sup>33)</sup>。また、修正は「英文をうごかさないという枠の中で、日本文の表現を整えることが中心であった」<sup>34)</sup>。しかし、修正者の意図は自ずから反映され

---

引いておく)。勅語は、次の通りである。「憲法改正に関する勅語 朕曩にポツダム宣言を受諾せるに伴ひ日本国政治の最終の形態は日本国民の自由に表明したる意思に依り決定せらるべきものなるに顧み日本国民が正義の自覚に依りて平和の生活を享有し文化の向上を希求し進んで戦争を放棄して誼を万邦に修むるの決意なるを念ひ乃ち国民の総意を基調とし人格の基本的権利を尊重するの主義に則り憲法に根本的の改正を加へ以て国家再建の礎を定めむことを庶幾ふ政府当局其れ克く朕の意を体し必ず此の目的を達成せむことを期せよ」(1946年3月6日)。この点については、古関・前掲書(註3) 225-228頁参照。

32) 国立国会図書館 HP「日本国憲法の誕生」の「日本國憲法(三月五日案)」より引用。

33) 入江・前掲書(註22) 215頁参照。

34) 佐藤・前掲書(註15) 175頁。

るはずであり、解散権条項はその良い実例である。すなわち、3月5日案の第65条は、内閣が解散権を有する点を一層、明確にした形で「整え」られた。以下、「憲法改正草案要綱」（3月6日公表）をみておこう。

## 第一 天皇

### 第七

天皇ハ内閣ノ輔弼賛同ニ依リ国民ノ為ニ左ノ國務ヲ行フコト

- 一 憲法改正、法律、政令及条約ノ公布
- 二 国会ノ召集
- 三 衆議院ノ解散
- 四 衆議院議員総選挙ヲ行フベキ旨ノ宣布

## Article VII.

The Emperor, with the advice and approval of the Cabinet, shall perform the following functions of state on behalf of the people:

Promulgation of amendments of the constitution, laws, cabinet orders and treaties.

Convocation of the Diet.

Dissolution of the House of Representatives.

Proclamation of general elections.

3月5日案とこの部分の要綱案との相違は、英文に「only」がなくなったため、整理が行われたにとどまる。

## 第五 内閣

### 第六十五

内閣ハ衆議院ニ於テ不信任ノ決議案ヲ可決シ又ハ信任ノ決議案ヲ可決セザルトキハ十日以内ニ衆議院ノ解散ナキ限り総辞職ヲ為スコトヲ要スルコト

## Article LXV.

If the House of Representatives passes a no-confidence resolution, or fails to pass a confidence resolution, the Cabinet shall resign en masse, unless it dissolves the House of Representatives within ten days.

3月5日案では「信任ノ決議案ヲ否決シタルトキハ」とされていたが、これを「信任ノ決議案ヲ可決セザルトキハ」に変更した。「衆議院ヲ解散セザル限り」は、「衆議院ノ解散ナキ限り」に修正された。問題は後者の修正である。佐藤は、『『召集ヲ決定』の場合と同様、解散行為は形式上は天皇の行為であり、内閣の名において行われるものではないから『解散ナキ限り』という間接的な表現に改めたものである。もっとも、英文の方は unless it dissolves……であり、その it はあきらかに Cabinet を受けている」<sup>35)</sup>と述べる。この論理を補強するため、佐藤は脚註内において「マ草案を見ると、その第6条で Dissolve the Diet を天皇の state function に揚げつつ、第57条では、右に挙げたように、内閣が order する表現をとっている」<sup>36)</sup>と語る。つまり、佐藤の意識の中では、内閣が解散権を実質的に有し、天皇はこれを追認的に公布するルートを条文上、明確にしつつ、解散権の行使のあり方については、佐藤の当初の意図通り、内閣に制限を与えないことを反映させたと思われる。

3月6日17時に「憲法改正草案要綱」は檜橋渡書記官長より新聞発表され、勅語、首相談話もあわせて公表された<sup>37)</sup>。本要綱は、3月12日の閣議において、憲法全面改正案として衆議院議員総選挙後の帝国議会に提出することが決定された。そこで「要綱」は4月中旬までに条文化することとなり、法制局（長官／入江〔3月19日就任〕）が中心になって、各省の意見をまとめる作業に入った。この間、憲法の口語化が決定され（4月2日の閣議）<sup>38)</sup>、条文化作業は迅速に進められた。但し、この作業は要綱の実質的修正を必要とするところもあり——その代表例が参議院の緊急集会規定の導入<sup>39)</sup>——GHQ 民政局との交渉が不可欠で

35) 同上・185頁。

36) 同上・186頁。

37) 入江・前掲書（註22）220頁参照。

38) 同上・271頁参照。

39) この点については、加藤一彦「参議院の緊急集会論」『現代法学（東京経済大学現代法学会誌）』31号（2016年）49-57頁参照。

あった。ただ、入江と佐藤の記録を通読すると、内閣の解散権に関しては、口語化による変遷はあったものの、実質的修正を施した形跡はみられない。

4月5日、憲法改正案を4月17日に発表することが決定された。幣原内閣が存続している間に、正式決定をする必要があったからである<sup>40)</sup>。4月17日の朝、政府は、「憲法改正草案」をまず枢密院に諮詢し、同日12時30分、英文とともに同草案を国民に発表した<sup>41)</sup>。この「憲法改正草案」における解散権条項は、以下の通りである<sup>42)</sup>。

## 第一章 天皇

### 第七条

天皇は、内閣の補佐と同意により、国民のために、左の国務を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること
- 二 国会を召集すること
- 三 衆議院を解散すること
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること

(以下、略)

## 第五章 内閣

### 第六五条

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。

以上、解散権条項の変遷過程をみてきたが、ここでは次の3点を指摘しよう。第1に、入江＝佐藤は、新憲法の議院内閣制は旧憲法とは異なり、イギリス型を想定していた点である。第2に、GHQ 民政局は、解散権行使が内閣不信任の決議があった場合に限り可能であると解していた点である。第3に、GHQ 民政局と入江＝佐藤の間には認識のずれがあり、しかも、双方ともこれ

---

40) 入江・前掲書(註22)286-287頁参照。

41) 佐藤・前掲書(註15)349頁参照。

42) この「憲法改正草案」は、同上・336-347頁に掲載されている。

を認知していなかった点である。確かに佐藤は、内閣が任意に解散権を行使することを前提に、条文訂正を行ったが、これを特段のねじ曲げであるとはいいがたい。また、GHQもこの修正は法技術的なものとみていたようでもあり、何らの関心もなかったといえよう。むしろエスマン／ミラ反対意見を採用しなかったことから、GHQ 民政局は逆に第 65 条の法文は、内閣の解散権行使の限定条項として認識し続けたといえる。そしてこの認識のずれは、憲法施行後のある事件が発生するまで双方とも気づかなかつたのである。

#### IV 枢密院における憲法改正草案の審議

1946 年 4 月 17 日に枢密院に下付された諮詢案（「憲法改正草案」の名称は、この段階で「帝国憲法改正案」<sup>43)</sup>に変更された）を審査するため、枢密院において 4 月 22 日に「帝国憲法改正案ヲ帝国議會ノ議ニ付スルノ件 第一回審査委員会」が開催された<sup>44)</sup>。この間の 4 月 19 日、ケーディス大佐は、日本側の草案字句修正に関し疑惑をもち、佐藤が交渉にあたることとなった。この交渉の結果、天皇条項の「補佐と同意」は「助言と承認」に変更することが定まった。ケーディスが慎重になったのは、「極東委員会との関係がいろいろうさいので、このような変更については一字句でも軽視できない事情がある」<sup>45)</sup>とのことである。

枢密院における諮詢案の審議は、第 1 回審査委員会（4 月 22 日）から第 8 回審査委員会（5 月 15 日）が一つの塊である<sup>46)</sup>。というのも、旧憲法下の最後の衆議院議員総選挙において、幣原首相率いる進歩党が敗北し、幣原首相は退陣せざるを得ず、5 月 15 日に GHQ 了承の下、自由党総裁の吉田茂（外務大臣）に大命が下された。そこで、新首相の下、諮詢は再諮詢の手続を執らざるを得ず、第 8 回審査委員会の開催後、しばらく休止となったからである。

5 月 15 日、吉田内閣（自由党と進歩党の少数連立内閣）は発足したが、枢密

43) 枢密院官制（明治 21 年〔1888 年〕勅令第 22 号）第 6 条は「枢密院ハ左ノ事項ニ付諮詢ヲ待テ會議ヲ開キ意見ヲ上奏ス」と定め、同 2 号は「帝国憲法ノ条項ニ関スル草案及疑義」と定めている。この規定に基づき大日本帝国憲法の改正が進行されたため、「帝国憲法改正案」の名称が用いられた。

44) 村川一郎編著『帝国憲法改正案議事録』（1986 年、国書刊行会）17 頁参照。

45) 佐藤・前掲書（註 15）372 頁。

46) 入江・前掲書（註 22）220 頁参照。320-333 頁参照。

院への再諮詢は 5 月 29 日に行われた。再諮詢では、先の GHQ 民政局との交渉を受けて修正された「帝国憲法改正案」について、吉田首相から説明がなされた。再諮詢後の枢密院審査委員会は 3 回行われたが、再諮詢後の「憲法改正草案」は無修正の上、6 月 8 日、枢密院本会議において、賛成多数で可決された<sup>47)</sup>。

枢密院の計 11 回の審査委員会において、解散権条項が積極的に議論された形跡はない。6 月 8 日の枢密院本会議における潮恵<sup>しげのすけ</sup>之輔顧問官／審査委員長による報告では、次のことが確認できる。「内閣は、衆議院において不信任の決議をした場合等には、衆議院の解散がない限り、総辞職をしなければならないこと等の条項を設けたのである。この点に関し、本委員会において、内閣の弱体化<sup>もたら</sup>を齎し、国務の執行に支障を来すことがないかとの質問があったが、当局大臣から、本案は議院内閣制の原則を採り、従って、内閣は国会に対する関係において弱体であるとも観られるが、これを背景とすることにより、寧ろ、強力なものになると考へる旨の答弁があった<sup>48)</sup>。

この言説をどう読むかは微妙である。「等」が 2 か所入り、解散が不信任決議が存在した場合に限られないという言外の意味を読み込むことも可能であろう。国会と内閣との関係において、政府側は少なくとも、内閣が「弱体化」することはないということから、内閣の自由な衆議院解散権行使が国会への勢力均衡を担保すると描いていたと推察できる。

「帝国憲法改正案」は、第 90 回帝国議会（臨時会）に提出された。この臨時会は、1946 年 5 月 16 日にすでに召集されていたが、開院式は 6 月 20 日である<sup>49)</sup>。天皇の開院式の勅語は、次の通りである。「本日、帝国議会開院の式を行ひ、貴族院及び衆議院の各員に告げる。今回の帝国議会には、帝国憲法の改正案をその議に付し、なお、国務大臣に命じて緊要な予算案及び法律案を提出せしめ

47) 再諮詢後の経緯については、同上・334-342 頁参照。本会議の内容については、村川・前掲書（註 44）176 頁以下参照。同議事録によれば、「本案賛成の各位の起立を講ぶ。多数起立（二十五番（美濃部）起立せず）。議長（鈴木）多数をもって可決された」とある。なお、三笠宮崇仁親王も出席したが、崇仁親王は「本草案に反対もしないが、賛成もし兼ねるので、本官は棄権したいと思ふ」（崇仁親王退席）と記録されている。同・191 頁参照。

48) 同上・182-183 頁。また、入江・前掲書（註 22）354 頁にも同一の記述がある。

49) 衆議院 参議院編集『議会制度百年史 帝国議会史 下巻』（1990 年）815 頁参照。

る。各員心をあはせて審議し、協賛の任をつくすことを望む<sup>50)</sup>。「帝国憲法改正案」は開院式当日に帝国議會に提出されたが、解散権条項は、以下の通りである<sup>51)</sup>。

## 第一章 天皇

### 第七条

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国務を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

(以下、略)

## 第五章 内閣

### 第六十五条

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

## V. 第 90 回帝国議會の審議

日本国憲法制定に関わる帝国議會審議過程を全般的に眺めることは——解散権条項にかかわる部分に限っても——その審議資料は膨大であるので、ここでは政府側が「帝国憲法改正案」第 65 条をどのように描いていたかに限って、紹介し

---

50) 同上・823 頁。帝国憲法改正案の帝国議會提出にあせて天皇の勅語が発せられた。勅語は衆議院議長より朗読された。「朕は、国民の至高の総意に基いて、基本的人権を尊重し、国民の自由の福祉を永久に確保し、民主主義的傾向の強化に対する一切の障害を除去し、進んで戦争を抛棄して、世界永遠の平和を希求し、これにより国家再建の礎を固めるために、国民の自由に表明した意思による憲法の全面的改正を意図し、ここに帝国憲法第七十三條によつて、帝国憲法の改正案を帝国議會の議に付する」(旧字体は改めた)。『第 90 回帝国議會衆議院議事速記録第 1 号』(1946 年〔昭和 21 年〕6 月 20 日) 1 頁。

51) 国立国会図書館 HP「日本国憲法の誕生」の「帝国憲法改正案」(6 月 20 日) より引用。

ておきたい。

最初に「帝国憲法改正案」から日本国憲法公布の流れを再確認しておこう<sup>52)</sup>。まず、1946年6月19日、吉田首相は金森徳次郎を憲法改正問題を専管させるべく国務大臣に任命した。6月20日に帝国議会議に提出された「帝国憲法改正案」は、6月25日、衆議院本会議に上程された。6月28日、改正案は憲法改正特別委員会に付託、芦田均が委員長に互選された<sup>53)</sup>。同委員会の下に、小委員会を設置することが決定され（委員長／芦田）<sup>54)</sup>、同小委員会は7月25日から8月20日まで開催された<sup>55)</sup>。8月21日、特別委員会が開催され、小委員会の「共同修正案」が可決<sup>56)</sup>され、8月24日、衆議院本会議において修正案可決後、貴族院に回付された<sup>57)</sup>。

8月26日、貴族院本会議が開かれ、回付案が上程された。貴族院も特別委員会（委員長／安倍能成）を設置し<sup>58)</sup>、第1回委員会は8月31日に開かれた。また同小委員会（委員長／橋本実斐）が9月28日に設けられ<sup>59)</sup>、10月3日に修正案が可決された。10月6日、貴族院本会議は、衆議院修正案にさらなる修正を加えて可決したため<sup>60)</sup>、直ちに衆議院に回付された。

---

52) 以下の記述は、入江・前掲書（註22）358-361頁、佐藤・前掲書（註16）139頁以下が参考になる。

53) 『第90回帝国議会議衆議院帝国憲法改正案委員会議録（速記）第1回』（1946年〔昭和21年〕6月29日）1頁。

54) 『第90回帝国議会議衆議院帝国憲法改正案委員会議録（速記）第20回』（1946年〔昭和21年〕7月23日）389頁。

55) この小委員会の議事録は、長期間非公開であったが、現在では衆議院事務局編集『第九十回帝国議会議衆議院 帝国憲法改正案委員小委員会速記録』（1995年）が刊行されている。

56) 『第90回帝国議会議衆議院帝国憲法改正案議録（速記）第21回』（1946年〔昭和21年〕8月21日）405頁。

57) 『第90回帝国議会議貴族院帝国憲法改正案議録速記第24回』（1946年〔昭和21年〕8月27日）。同221頁によれば「帝國憲法改正案 右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する 昭和二十一年八月二十四日 衆議院議長 山崎猛 貴族院議長 公爵 徳川家正殿」とある。

58) 『第90回帝国議会議貴族院議事速記録第28号』（1946年〔昭和21年〕9月4日）349頁。

59) 『第90回帝国議会議貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事速記録 第23号』（1946年〔昭和21年〕9月28日）1頁。

10月7日、衆議院本会議を開き、回付案は可決された<sup>61)</sup>。10月12日に帝国議会は閉会となったが<sup>62)</sup>、その前日の11日に枢密院に本案が諮詢された。枢密院は、「帝国議会において修正を加えた帝国憲法改正案 第1回審査委員会」を10月19日に開催した。審査委員会は、10月21日の第2回目の審査委員会で審査終了した。枢密院本会議は10月29日に開かれ、帝国議会の議決無修正により全会一致で可決した<sup>63)</sup>。帝国憲法改正案は全面改正され、日本国憲法は11月3日公布された。

では、第90回帝国議会において、内閣の解散権条項はどのように理解されていたのであろうか。キーマンは金森徳次郎国務大臣である。金森はそもそも、旧憲法7条（天皇の解散大権条項）について、その絶対性を認める立場に立っていた。すなわち「解散ハ天皇ノ任意ニ命セラルル所ニシテ政治上ノ必要ニ依リ行ハルヘク何等法定ノ要件ヲ存セス」<sup>64)</sup>という立場である。そしてこの立場は、憲

60) 『第90回帝国議会 貴族院議事速記録第40号』（1946年〔昭和21年〕10月6日）542頁。

61) 『第90回帝国議会 衆議院議事速記録第40号』（1946年〔昭和21年〕10月8日）871頁。貴族院回付案は、無修正の上、直ちに議決に付された。歴史的瞬間なので、議事録を紹介しておく。「議長（山崎猛君）是より會議を開きます、吉田内閣總理大臣より詔書を伝達されました、ここに捧讀致します——諸君の御起立を望みます〔總員起立〕朕は、十月十一日まで四日間、帝國議會の會期の延長を命ずる。〔總員敬禮〕、「議長（山崎猛君）只今の出席議員數は三百四十七名であります、是にて憲法第七十三條第二項の議員總數三分の二以上の定數は十分であります、日程第一、帝國憲法改正案、貴族院回付案を議題と致します」、「議長（山崎猛君）直ちに採決致します、本案の貴族院の修正に同意の諸君の起立を求めます〔贊成者起立〕議長（山崎猛君）五名を除き、その他の諸君は全員起立、仍て三分の二以上の多數を以て貴族院の修正に同意するに決しました（拍手）之を以て帝國憲法改正案は確定致しました（拍手）」。

62) 閉院式は貴族院において行われた。その模様は次の通りである。「勅語 ここに、貴族院及び衆議院の各員に告げる。本日をもつて、帝國議會の閉會を命じ、併せて、帝國憲法の改正案その他緊要なる議案について、各員勵精よく協贊の任をつくしたことを喜ぶ。各員敬禮。『第90回帝国議会 貴族院議事速記録号外』（1946年〔昭和21年〕10月12日）」。

63) 村川・前掲書（註44）202-225頁参照。

64) 金森徳次郎『帝國憲法要綱〔全部改訂11版〕』（1927年、巖松堂書店）226頁。これに対し、美濃部は衆議院解散を法律上の観点と政治上の観点に区分し、前者の視点からは解散権の制限はないとしつつも、後者の視点からの制約論理を打ち出している。美濃部達吉『逐条 憲法精義 全〔初版第10刷〕』（1934年、有斐閣）192-194頁参照。

法制定期のみならず、その最晩年まで一貫し続けていた。たとえば、『憲法遺言』<sup>65)</sup>においても、明確にイギリス型議院内閣制を手本として、次のように述べる。解散制度の「重要な意味は、国民と議会との間に代表関係が実際的に欠けているのではないかと疑われるばあいにおいて、議会の議員の任期を消滅せしめ、新たなる総選挙によって世論の帰着するところを見ようとするのである」<sup>66)</sup>。加えて、憲法 69 条以外の理由による解散の必要性を次のようにいう。第 1 に、衆議院が政府と意見を異にし、政治上の紛糾を来す場合、第 2 に、衆議院と参議院が対立し、参議院が譲歩しない状況下で、衆議院が世論に訴え、衆議院の勢力を増加させ、間接的に参議院の反省を促す場合、第 3 に、衆議院の態度が国民の支持を受けていない疑いのある場合、第 4 に、国家の極めて重要な問題を審議するにあたって、特別に世論のありかを探る必要がある場合、第 5 に、そのほかやむを得ざる必要がある場合（衆議院議員任期が 1 月に消滅し、予算審議に影響を与えることなど）である<sup>67)</sup>。

では、金森は帝国議会においてどのような答弁を行ったのであろうか。金森の解散権条項に関する答弁を引用しておこう<sup>68)</sup>。

青木泰介委員は、衆議院帝国憲法改正案委員会において次の質問をした。「此の草案を拝見致しますると、解散と云ふことが現はれて居りますのは、天皇の御國務の下に解散をすると云ふことと、而もそれは内閣の助言承誌（承認の誤記と思われる——引用者）に依つてなすと云ふことと、それから内閣の章でありまするが内閣の章に不信任案を決議した時と、或は信任案を否決した時には十日間の猶餘を置いて衆議院が解散にならなければ内閣は総辞職する、斯う云ふやうに書いてあると思ひます……《中略》……時には政策が行詰つたとか、或は閣内が不統一であるとか或ひは餘り長くなるから信を国民に問ふと云ふやうな、解散理由を以て解散をせられたこともあります……《中略》……衆議院に対する解散の御考へを、金森國務大臣にしっかりと伺ひたいのであります」。

65) 金森徳次郎『憲法遺言』（1959年、学陽書房）。

66) 同上・138頁。

67) 同上・142-143頁参照。

68) 審議引用にあたっては、佐藤達夫 佐藤功補訂『日本国憲法制定史 第4巻』（1994年、有斐閣）627頁参照した。

これに対し金森は、次のように答弁している。「此の憲法は解散を規定して居りますけれども、解散の原因としての条件と云ふが如きものは、別段規定は致して居りませぬ、其の意味は、議院内閣制を執ります限り、衆議院の解散と云ふことは自ら一定の意義があるのでありまして、殊更にそれを蛇足的に規定の中に盛り込む必要はない、斯う云ふ意味を以て出来て居るのであります、随て衆議院解散は其の本質の意義、即ち現在の衆議院が果して国民の意思とびつたり合一して居るかどうかと云ふことを特にはつきりさせる必要に基いて、解散をして再選挙を促し、それに依つて目的を達しようと云ふ趣旨の場合にのみ用ひらるるものであります」<sup>69)</sup>。

また、原健三郎委員が「内閣の助言と承認に依りて衆議院を解散すると云ふのであります、如何なる理由の存する時に、議院を解散するのであるか、理由の内容を一つ明確に御し願ひたい」と質問したことに対し、金森は次のように答弁している。

「結局現在の衆議院の構成員を一齋に消滅せしめて、新たなる国民の総意に依つて、衆議院を構成し直し、さうして輿論の帰着する所を政治の上にはつきり反映せしむる、斯う云ふ趣旨に必要な事情がありますれば、衆議院の解散は出来るかと思ふ訳であります、随て一番起り易い場合は内閣と衆議院とが衝突して、或は意見に差があつて、其の判断を国民に求むると云ふ場合であります併しながら獨りそれに限定すると云ふのではありませぬ、非常に重大なる、審議事項が起りまして、そこでもう一遍此の問題を眼目にして、国民の意見を確かむる方が宜いと云ふやうな判断が付きまして場合には、やはり解散が出来る其の外今空想的には想像出来ませぬが、今申しました一般原理に従つて解散が出来ると云ふ風に考へて居ります」<sup>70)</sup>。「解散と云ふやうな重大なことは、政治的に色々な方面を考へて実行しなければなりませんので、現実には理論的な結果よりも狭い範囲に於て解散の機会が来るものと思ひます、併し理論的に申しますと、国家が必要があ

69) 『第90回帝国議会 衆議院帝国憲法改正案委員会議録(速記)第7回』(1946年〔昭和21年〕7月7日)109頁。

70) 『第90回帝国議会 衆議院帝国憲法改正案委員会議録(速記)第18回』(1946年〔昭和21年〕7月20日)339頁。引用にあたっては、旧漢字を新漢字に変えたところもある(以下、同じ)。

つてどうしても此の議院を解散しなければならぬと云ふことが起れば、解散しても宜いと思ふのであります、唯併し解散をすると云ふことは政府の責任を明かにすると云ふ意味を持つて居りますが故に、解散後の初めての召集をしないで解散をすると云ふ理論は、此の憲法の上からも起り得ないものと考へて居ります<sup>71)</sup>。

以上の帝国議會での金森の答弁から明白なように、衆議院解散は内閣に対する衆議院の信任不存在の場合に限らず、一定の政治的理由があれば内閣により可能であるとの立場を政府側は支持していた。そしてこの見解は、疑問余地なきものとして、憲法改正案審議中、一貫していた。

改正案は、衆議院の段階で様々な修正がなされたが、解散権条項については、帝国憲法改正案第 7 条柱書きの「国務」が「国事」に修正されたにとどまる<sup>72)</sup>。また、貴族院においても改正案に修正が加えられたが——多くは憲法前文の文言修正といわゆる「文民条項」の挿入——解散権条項には修正はない。10 月 29 日の枢密院本會議を最後の審議としたが、無修正であったため、貴族院修正改正案が、現在の日本国憲法の正文と同一な法文である。日本国憲法は、11 月 3 日、旧公式令 3 条 1 項（帝国憲法ノ改正ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス）に従い、上諭をつけて公布された。

## 日本国憲法

### 第一章 天皇

#### 第七条

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

(以下。略)

---

71) 同上・340 頁。

72) 佐藤・前掲書（註 68）871 頁参照。

## 第五章 内閣

### 第六九条

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

## 三、第 1 回目の衆議院解散の憲法的影響

### 1. 政治的背景

第 92 回帝国議会は、1946 年 12 月 27 日に召集された。この最後の帝国議会は、日本国憲法施行（1947 年 5 月 3 日）に関わる諸法律を制定させることを目的として召集された。1947 年 2 月 7 日、マッカーサーは吉田首相に書簡を送り、憲法施行前に衆議院を解散することを勧告した。そこで吉田内閣は、2 月 17 日の閣議において、5 月 3 日前に日本国憲法施行のために必要とされるすべての選挙（地方自治体の選挙も含む）を実施することを決定した。3 月 31 日、旧憲法に基づき衆議院は解散された<sup>73)</sup>。

第 23 回衆議院議員総選挙は、4 月 25 日に行われた。吉田首相率いる日本自由党は第 2 党（131 議席）に留まり、日本社会党が第 1 党（143 議席）となった。日本国憲法における第 1 回国会は 5 月 20 日に召集され、同日吉田内閣は日本国憲法 70 条に基づき総辞職した。5 月 24 日、日本社会党の片山委員長が衆参両議院において首相に指名された。内閣の成立は——連立交渉が困難を極めたため——6 月 1 日である。片山内閣は、自身の日本社会党のほか、民主党（126 議席）及び国民協同党（31 議席）による連立内閣である<sup>74)</sup>。

しかし片山連立内閣は、日本社会党内左派の協力を得られず、自滅の道を歩み、1948 年 2 月 10 日に総辞職せざるを得なかった。その後、連立三党は、日本民主党の芦田均を首相候補とすることに合意した。2 月 21 日、衆議院では芦田が指名され、参議院では吉田（日本自由党）が指名されたため、憲法 67 条 2 項に基づき芦田が首相に任命された。

この芦田連立内閣も自滅の道を歩んだ。決定的ダメージを与えたのが 4 月頃

73) 衆議院 参議院編集『議会制度百年史 帝国議会史 下巻』（1990 年）867-869 頁参照。

74) 衆議院 参議院編集『議会制度百年史 国会史 上巻』（1990 年）4-5 頁参照。

に発覚した昭和電工事件である。政官財の要人が事件発覚後、次々に逮捕され、検察庁の捜査は芦田自身にも及ぶこと必定であった。芦田は 10 月 7 日、総辞職に追い込まれた（12 月 7 日／芦田逮捕）<sup>75)</sup>。

日本自由党は、この間、保守勢力の糾合につとめ、民主自由党（吉田茂党首）を結成していた（1948 年 3 月 15 日）。先の二つの連立内閣が崩壊したため、吉田は、マッカーサー了承の下、野党第一党として主導権を握り、10 月 14 日、衆参両議院において首相に指名され、翌 15 日任命された。吉田内閣は、衆議院において 152 議席しかもたない少数政権であったため、吉田は早期の衆議院解散総選挙を構想していた。一方、旧連立 3 党は、早期の衆議院解散総選挙は不利と考え、解散の引き延ばしを狙っていた<sup>76)</sup>。こうした緊迫した場面で憲法の解散権条項が、GHQ 民政局を巻き込んだ重要な憲法問題へと発展していく。

## II. 解散権条項の二つの解釈

1948 年 11 月の衆議院解散権論をめぐる GHQ 民政局と政府との対立は、宮沢俊義の新聞論評を契機に表面化した。まず、11 月 3 日に尾崎行雄は、内閣による衆議院解散は不可能であるという立場から次のように評した。「内閣は衆議院がつくるものだ。衆議院が雇主であって内閣はその使用人であるのに内閣が衆議院を解散できるか、新憲法六十九条には解散という言葉があるが、しかし、誰が解散しうるかは書いていない、また新憲法七条には天皇が衆議院を解散できるようになっているが、それは内閣の助言と承認により形式を踏むだけであり官報で公布するのが仕事である、実質的には何もできない」<sup>77)</sup>。この記事にいち早く宮沢俊義が反応し、11 月 8 日に「解散権の憲法的意味」と題する論評を公表した<sup>78)</sup>。この論評では、日本国憲法上の議院内閣制はイギリス型に属し、従って、衆議院の意思にかかわりなく、内閣が解散権をもつという主張である<sup>79)</sup>。

75) ここまでの記述は、林茂 辻清明編集『日本内閣史録 5』（1981 年、第一法規）104-160 頁参照。

76) 同上・173-174 頁参照。

77) 『第一新聞』1948 年 11 月 3 日。また、11 月 8 日の『毎日新聞』紙上において、尾崎行雄は「大臣が天皇を使って勝手に解散」することはできないという立場を重ねて表明している。

78) 『朝日新聞』1948 年 11 月 8 日。

この吉田内閣の解散方針と軌を一にした宮沢解釈に対し、野党側の反応は早かった。日本社会党委員長である片山哲は、11日に早くもGHQ民政局を訪れ、ケーディスとウィリアムズ（国会政治課長）<sup>80)</sup>と会談し、「解散は69条によってのみ行われる」<sup>81)</sup>との言質を得ていた——これが宮沢のいう「総司令部的解釈」の由来である。加えて、先の尾崎行雄が、11月16日の衆議院本会議において「衆議院の解散に関する緊急質問」を行い、憲法7条によって吉田内閣が衆議院を解散する点を批判してきた。尾崎は、「解散ということが、一たび内閣でかつてにできるといことになりますれば、もう民主主義などというものは根本から破れます」<sup>82)</sup>と吉田内閣を批判した。一方、政府側の見解は、非公式ながら、11月13日の民主自由党の代議士会で公表された。この内容が翌14日『朝日新聞』の記事となったが、政府は「内閣がどんな場合に解散を行うことができるかはその政治的責任で決すべきでもので、憲法上これに制限はない」との見解を採用していた。

79) 宮沢は、その代表的コメントールにおいて次のような叙述をしている。「(当時の)総司令部方面から流された解釈(解散は、69条によってのみ可能だとする説)は、その後の事例において否定され、今日では、解散は、衆議院で不信任決議が可決されると否とに関係なく行われ得るとする解釈が、先例で確立されている」。宮沢俊義 芦部信喜補訂『全訂 日本国憲法』(1978年、有斐閣)120頁。

80) ウィリアムズの占領期の活動については、次の三つの作品が重要である。ジャスティン・ウィリアムズ 市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』(1989年、朝日新聞社)、同 赤坂幸一訳「占領期における議会制度改革(1)、同(2)」『議会政治研究』(2006年)77号37-63頁、78号75-97頁。ウィリアムズが国会法制定に尽力したことはよく知られている。ジャスティン・ウィーヤムス 寺光忠訳「日本議会法の今昔」『法律タイムズ』15号10-15頁、同16号11-17頁。国会活動の実質化のために、委員会制度の改善を推進したこともある。ウィリアムズは両院法規委員会の「懇談会」に出席し、あるべき国会運営について報告している。『第5回国会 両院法規委員会議録第4号附録』(1949年〔昭和24年〕4月19日)1-4頁。

81) 1948年11月13日『読売新聞』。

82) 『第3回国会 衆議院会議録第13号』(1948年〔昭和23年〕11月17日)92頁以下。引用箇所は96頁。これに対する吉田首相の答弁は、「ただいま尾崎行雄翁から種々御意見を承つて、まことに意義深く拝聴いたしました。事柄は、はなはだ重大でありますから、御意見の点は、政府において、とくと研究をいたすつもりであります。これをもつて一應のお答えといたします」である。同・99頁。吉田の答弁通り、政府は解散権条項についてその後、調査をし、改めてGHQ民政局と調整せざるを得なくなった。なお、尾崎行雄は単独で11月11日に「衆議院解散に関する決議案」を提出し

GHQ 民政局と吉田内閣との間に憲法 69 条に関する意見対立が表面化したため、両者間の意見調整が水面下において行われることとなった。この点について、佐藤達夫が「解散権論議の回想」<sup>83)</sup>においてふれているが、ここでは、「佐藤達夫関係文書目録／664」<sup>84)</sup>のオリジナル資料から、当時の状況を再現しておこう。

11 月 10 日、佐藤達夫は所用があり、GHQ 民政局のケーディスと会談後、帰り際に、憲法 69 条限定説を GHQ 側が採用していることを知った。事態が重大だと認識した佐藤は、帰路、国会内の大臣室に立ち寄り、殖田俊吉法務総裁<sup>85)</sup>、佐藤栄作官房長官に報告した<sup>86)</sup>。ケーディスとの会談の様子は、先の「解散権論議の回想」(14-15 頁)にもあるが、原資料「国会の解散に関する憲法の規定の解釈に関する件」(昭和二三、一一、一〇／連調、二部、行政)にも同一の記載がある(以下、引用にあたっては適宜改行した)。

法務庁は、政府の立場を明確にするため、11 月 13 日作成の「衆議院の解散権の所在と用件」(意見長官二三、一一、一三)<sup>87)</sup>をとりまとめた。同文書には、次の記載がある。

---

た。『第 3 回国会 衆議院会議録第 10 号』(1948 年〔昭和 23 年〕11 月 13 日) 67 頁参照。但し、採決には至らなかった。決議案の内容は、次の通りである(引用は本文に掲げた「佐藤達夫関係文書目録／664」からである)。「国家内外の形勢大に変化して、前回総選挙の際には全国民が夢想だにもせざりし所の国家の安危盛衰にも関する重大事件が突発することもある。そうした時には新たに国論を問ふべき必要が生ずる其は衆議院議員自ら進んで総辞職を為し以て解散の実を挙げ以て総選挙の目的を達するのが理想的方法である。総辞職の相談がまとまらない時は三分の二以上の多数に由て衆議院自らその解散を議決し以て総選挙の目的を達するのが次善の策である。茲に決議し将来の規範と為す」。この立場は、解散権学説にいう自己解散説である。現在のイギリス庶民院の解散制度の先駆けの発想である。

83) 佐藤達夫「解散権論議の回想」『ジュリスト』217 号(1961 年)14-19 頁。

84) 本稿において利用する「佐藤達夫関係文書」は、「目録／664」からである。引用にあたっては、原文書の文書名(日付がある場合にはこれも併記)を明記する。通しの頁数がないため頁は略さざるを得ない。

85) GHQ の要請によって法務庁設置法(1947 年)が制定されたが、このトップの職名が法務総裁(同 1 条)である。現在の法務大臣に相当する。内閣法制局百年史編集委員会『内閣法制局百年史』(1985 年、大蔵省印刷局)143 頁参照。

86) 佐藤・前掲論文(註 83)15 頁。

87) 兼子一が法務調査意見長官(旧法務庁設置法 3 条 1 項)である。法務調査意見長官は、現在の内閣法制局局長に相当する。内閣法制局百年史編集委員会・前掲書(註 85)143 頁参照。

「一、日本国憲法第七条は、天皇の国事に関する行為の中に、衆議院の解散を掲げているが、その実質的な決定権と責任とは内閣にあるのであって、他の国事に関する行為と同様天皇はその内閣の助言と承認に基づき、儀礼的乃至認証的意義においてこれを行うに過ぎない……《中略》……天皇の国事に関する権能は、常に内閣の助言と承認とに基くことを要するから、解散は国会又は衆議院が自ら直接決定するということは、考えられないことである。

二、憲法第六十九条は、内閣不信任決議案の可決又は否決を掲げるが、これは内閣の衆議院に対する責任を明かにし、その総辞職の要件との関係上特に規定したものであって、解散がこの場合に限定されるとの見解の根拠とするには足りない。元来解散は、内閣が時の衆議院が真に現在の民意を代表するのに相応しいものであるかどうかについて疑問を抱く場合に、民意に適合した国政を行う内閣がその責任上これを行うものである。その最も普通で顕著な場合は、第六十九条の規定するものではあるが、これ以外にも解散を必要乃至適当とする場合は考えられる。例えば、憲法改正の発議（憲法九十六条）とか、重要な条約締結の承認（憲法第十三条第三号 — 引用者コメント／明白な条文誤記である。73条3号の誤記）のように将来の国民に拘束を残すような事項を決するには、例令衆議院が内閣を信任している場合にでも、新しい民意を反映させるために解散が行うことが適当であろう……（以下、略）。

したがって、内閣如何なる場合に解散を行うことができるかは、その政治的責任で決すべきもので、憲法上はこれに関する制限はないと考うべきである。（以下、略）」。

加えて、「再び衆議院の解散について」（日付不明／法務調査意見長官）文書でも、政府側の解散権無制限の立場が再主張されているが、特に吉田少数政権に配慮した記述がある。同文書では、「解散は、内閣が国会特に衆議院の現在の構成に不安を感じ、国政の遂行に自信が持てない場合に、これを直接国民に訴えて、新に民意を代表した構成を求めると行われる」との文言が新たに挿入されている。

佐藤の動きは早く、11月15日に「藤崎氏に、その（法制局の見解 — 引用者）真相を先方に伝えるように頼んだ」<sup>88)</sup>。原資料「解散権問題に関し GS ケイ

デイス氏及びウィリアムズ博士と会談の件」(昭和二三、一一、一五／連調、二部、行政、藤崎) 文書が、その会談内容を伝えている。以下、紹介しておく。

ケイデイス氏「憲法定定当初から、天皇乃至内閣に解散権を与えないと言うのが、我々の趣旨であった。この隣の部屋で草案を議論している際、エスマン中尉が内閣に解散権を与えるべきであるという意見を出したが、それはいけないと言うことで取り上げられなかった。このことは、当時参加して居た小幡氏や長谷川氏は記憶しているかも知れない。(註、小幡氏に聞いたところ、そんな話はなかったと言う、) 又金森氏は、議会における審議の際新憲法の精神に合致しないような説明をよくやってこちらからも注意を喚起したことがある。解散の問題については、英国のチャーチルが教員の俸給に関する法律案に関連して、もし議会がこれを否決したら解散すると言って脅かした事例について話したことをはっきり覚えているから、加藤氏は覚えているであろう。

内閣が勝手に解散しようとしても、国会はこれを無視すればよい。それより先ず第一に、天皇はシンプルで自分にそんな権能はないこと位はよく解るような方だから、政府がそのような助言をしても、採用されないであろうし、又そんな場合には先ずマッカーサー元帥に会いに来られるであろう。」

ウィリアムズ博士「この問題に特に関係のある条文は、憲法第四条、第七条、第四十一条……《中略》……及び第六十九条である。およそ憲法を精密に研究した程の者ならば、この四箇条の当然の結論として、衆議院の解散は第六十九条の場合に限られることが判るであろう。

現在のような情勢の下において、最も立憲的なやり方は、今の内閣が総辞職し、国会の多数で選挙管理内閣をつくって、その手で総選挙をやることであると自分は思うが、ここに来る人達の話や新聞記事等で、大体のことを知り得るだけで、舞台裏でどう言う画策が行われているか知らないけれども、この問題についても、双方でいろんなチープ、トリックが行われることが考えられる。例えば、政府が信任案を出して、野党側がこの前のように白紙投票をし与党の方がこれを否決すると言うようなことも考えられるし、又その場合社会党や民主党が民自党の裏を

---

88) 佐藤・前掲論文(註83) 15頁。

かいて却って信任投票をすると言うような変てこなことになるかも知れない」。

また、同日の15日、ケイディス／ウィリアムズ会談が終わった後、政府はさらにカーペンター（GHQ 法務局長）と会談を行った。佐藤文書「衆議院の解散についての憲法の解釈に関しカーペンター氏との会談の件」（昭和二三、一一、一五 連調、二部、行政）によれば、GHQ 出席者はカーペンター（法務局長）の外、ヘイゲン（検察課長）及びオプラー（立法司法課長）であり、日本側は殖田法務総裁、兼子法務調査意見長官、井波渉外課長、藤崎（終連）である。

同文書によれば、会談内容は次の通りである。11月13日作成の先の「衆議院の解散権の所在と用件」文書の英訳を日本側は提出し、殖田は「この意見は、新憲法審議の際、議会における答弁において、政府委員がはっきり述べているところで、疑問の余地のないところであると思う。又総司令部としても、この議会における答弁振りについては、その当時から御承知のところであると思う。新憲法制定後、多くの学者が解説書を出しているが、衆議院の解散は憲法第六十九条の場合に限らないと言うことに殆んど一致して居り、今日では定説になって居る」。以下、一問一答形式で記録されているので紹介しておく。なお、引用にあたっては、原文の人名略を用いず発言者を明記しておく。

カーペンター「国会の産んだ子たる内閣が、その親である国会をデストロイすることができるのか。」

殖田総裁「そう見える場合もある。しかし、それは裁判官は内閣が任命するが、その裁判官は国会の制定した法律でも、政府の制定した政令でも、憲法の規定に照らして、違憲の判決をすることができるのと同様の関係である。これが憲法の三権分立主義の当然の結論である。」

ヘイゲン「憲法第六十六条第三項に、『内閣は、行政権の行使について、国会に対して連帯して責任を負う。』とある。内閣に国会の意思如何に拘らず衆議院を解散する権能があるとする貴方の見解は、この規定と矛盾するのではないか。」

兼子長官「第六十六条第三項の国会は、ある一定の時の国会と言う意味ではない。内閣は総選挙後最初の国会の召集があったとき、総辞職しなければならず、かくして国会は新しい内閣総理大臣の指名をすることになるから、この意味でや

はり内閣は国会に対して責を負う訳である。」

植田総裁「通常の場合には、内閣は国会の意思に従うと言う意味で国会に対して責任を負うが、解散の場合は、直接民意に訴えて、この新しい民意を反映する新国会の召集に当って、内閣自身も総辞職して国会の新しい指名が行われるのである。」

ヘイゲン「それは政治責任論であって、法律論としては首肯しかねる。第六十六条第三項の国会は、現在の国会の意味であって、将来の国会と言うものは、現在はないのだから、それに対して責任を負うと言っても意味をなさない。第六十九条のように、特別の方法 (specific method [引用者：誤記を訂正した]) を規定している場合は、その特別の方法以外は排除する。少くともアメリカではそう言う解釈の仕方をする。又憲法制定に当たった当事者の趣旨がどうであったろうと、その解釈は、できた憲法の文意に従ってなされるべきである。」

オプラー「憲法第七条には、衆議院を解散することを挙げているが、第四条によれば、天皇は国政に関する権能を有しないし、又第七十三条は、内閣の権能としてこれを挙げていない。然るに国会の解散権は、極めて重大な政治的権能である。従って、憲法上の規定上は、国会の解散は第六十九条の場合に限ると解する外ない。」

植田総裁「この憲法全体を読めば、第六十九条は、衆議院で不信任案が通り、又は信任案が否決されたときに、政府はどうすべきか、とすることを規定したものであって、解散の要件を規定したものではないことは明瞭である。(以下、略)」。

以上のように、議論は平行線をたどったままであったが、最後にカーペンター法務局長は、「この問題について、大変深く考究されていることがよく判った。我々としても、十分研究したい……《中略》……本日は、結論を申し上げることはできない。最初自分は、ある一方の意見をもって居たけれども、今は何れとも決しかねている」と述べるにとどまった。佐藤によれば、これが最後の交渉であった。これ以降、日本側文書の英訳送付はあったようだが、特段進展はなかったようである<sup>89)</sup>。

以上のように、GHQ 民政局は、憲法 69 条解散を基本とし、吉田内閣の解散

計画に反対していたことがわかる。憲法制定時に双方とも認識していなかった解散権条項の課題が、ここにきて初めて顕在化し、両者間の交点の模索が始まった。しかし、交点探求は、法律論争というよりも、当時の政局に左右されていく。

### III. 第1回衆議院解散の実現

先の会談以降の動きは、あまりにも政治的すぎる。吉田内閣と野党との対立は、追加予算の議決、国家公務員法の改正（労働基本権の制約）、公務員給与の引き上げ問題と内閣の解散権行使問題とが相互に絡み合い、また GHQ 内では二派閥の対立（民政局〔GS〕と参謀第二部〔G2/チャールズ A. ウィロビー参謀第2部〕）が先鋭化し、国会運営は GHQ の意向に右往左往し、学理的な憲法解釈論が展開できる状況になかった<sup>90)</sup>。

11月27日、ホイットニー（民政局長）とケーディスは吉田首相と会談し、ホイットニーより「現行の計画に加えて給与法案が成立したときには、野党は憲法第六九条に基づく不信任決議の可決による国会の解散にこれ以上反対しない<sup>91)</sup>」との妥協案が示された。翌28日、ウィリアムズが衆議院議長室を訪問し、彼の立ち会いの下、妥協案について与野党代表者は合意した<sup>92)</sup>。この合意事項には次のことが明記された。「(会期の)右期限終了後の最終日に野党から内閣不信任案を提出して解散に応ずること。ただし、不信任案の提出期日は、政府および

89) 同上・17頁参照。

90) この間の事情は、ジャスティン・ウィリアムズ 市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』（1989年、朝日新聞社）318-326頁に詳細な記述がある。

91) 同上・323頁。また GHQ 民政局資料によれば、11月27日午前9時30分頃、吉田首相がホイットニーを訪問し、そこで憲法69条に関し、両者間で論争が行われたとの記録がある。ホイットニーは天皇が解散権をもたないことに重点を置き、憲法69条に基づく解散権行使を強く主張している。これに対し、吉田は今国会の打開策の模索を繰り返して主張している。この点については福永文夫『GHQ 民政局資料 占領改革 議会・政党』（1999年、丸善株式会社）592-594頁参照。なお、解散権問題については、さらに同・586頁以下に GHQ の動向等が著されている。

92) 佐藤達夫『馴合い解散の舞台裏』吉田茂『回想十年 第1巻』（1957年、新潮社）所収162頁参照。また、吉田によれば、「マッカーサー元帥がこの解散権の問題を知って、『少数党内閣の吉田に解散権がないのというのでは、国政運営に困ることになるから、そこは何とか解散の途をつけるべきだ』という意味の最後の決断が下されたということだった」と記述している。同157頁。

与野党の協議がまとまったときは、これを変更することができる。まとまらないときは、二週間を経過すれば、不信任案を提出しなければならない<sup>93)</sup>。ここに話し合いによって憲法 69 条解散が既定方針とされた。

しかし、会期末が目前であったため、追加予算の審議は、改めて第 4 回国会（常会／1948 年 12 月 1 日召集）において審議され、合意事項通り諸法律は成立した。そこで、12 月 23 日、衆議院本会議において内閣不信任案が野党三党より上程されていく。

片山哲ほか 14 名が上程した不信任決議案は次の通りである。「不信任決議 衆議院は、吉田内閣を信任せず。依て速やかに総辞職すべし。右決議す<sup>94)</sup>。この不信任決議の採決結果は、投票総数 357 票、可とする者（白票）227 票、否とする者（青票）130 票である。不信任決議案は可決された<sup>95)</sup>。その後、休憩に入り、再開後、別件の審議を終了させ、次のように解散手続きが進行した。最初の内閣不信任決議案の議決手続なので、以下、議事録から再現しておこう。

「ただいま内閣総理大臣より詔書が発せられた旨伝えられましたから、これを朗読いたします。〔大臣退席しろ〕と呼び、その他発言する者多し〕

議長（松岡駒吉君） 静粛に願います。—— 議員諸君は着席していただきます。—— 議員諸君は着席していただきます。〔拍手〕

衆議院において、内閣不信任の決議案を可決した。よつて内閣の助言と承認により、日本国憲法第六十九条及び第七条により、衆議院を解散する。〔拍手〕〔「万歳」「万歳」と呼ぶ者あり〕<sup>96)</sup>。

1949 年 1 月 23 日に、第 24 回衆議院議員総選挙が行われた。この選挙で民主自由党（党首／吉田茂）は圧勝し、466 議席中 264 議席の絶対過半数を獲得した。一方、野党三党は大敗し、民主党 69 議席、日本社会党 48 議席、国民協同党は 14 議席に終わった。日本共産党は 35 議席と躍進した<sup>97)</sup>。吉田首相によ

93) 佐藤・前掲論文（註 83）17 頁、『朝日新聞』1948 年 11 月 29 日。

94) 『第 4 回国会 衆議院会議録第 21 号』（1948 年〔昭和 23 年〕12 月 24 日）251 頁。

95) 同上・270 頁。

96) 同上・272-273 頁。

る衆議院解散計画は政治的に成功し、少数政権から安定政権への基盤が解散権行使を端緒に形成された。

#### IV. 解散の余韻

第1回目の解散詔書の文言は、「衆議院において、内閣不信任の決議案を可決した。よつて内閣の助言と承認により、日本国憲法第六十九条及び第七条により、衆議院を解散する」とある。ここに憲法69条が明記されているが、「これも司令部の意向をくんでの」<sup>98)</sup>結果である。実際、この形式の詔書は、これが最初で最後である。第2回目の衆議院解散（1952年8月28日、いわゆる「抜き打ち解散」）では、憲法7条に基づく解散であり、そのため解散詔書は、「日本国憲法第七条により、衆議院を解散する」とある。他方、第3回目の解散（1953年3月14日）は、吉田内閣不信任決議案が可決された事例であったが、解散詔書は、「日本国憲法第七条により、衆議院を解散する」とあり先の詔書と同文である<sup>99)</sup>。この詔書には憲法69条の文言と「内閣の助言と承認」（第7条柱書き）の文言は明記されていないが、その後、内閣不信任決議が可決された場合にも、第2回目の解散詔書の形式が踏襲されている。

内閣不信任決議成立後の解散詔書に憲法69条が明記されない点につき、憲法学説はこれを支持する見解が主流であるが<sup>100)</sup>、「第一回の実例の際の文言を変更すべき積極的理由も存しない」<sup>101)</sup>という見解が自然であろう。というのも、衆議院解散は、二つのルートがあり、最終的に憲法7条一本に収斂されようとも、解散原因は明確に異なるからである。おそらく憲法7条のみの引用で詔書が作られたという事実は、1952年4月28日に日本占領が終了し、GHQ 民政局の介

97) 衆議院 参議院編集『議会制度百年史 国会史 上巻』（1990年）152-153頁参照。

98) 吉田・前掲書（註92）163頁。

99) 解散詔書を調べるには、「国立公文書館／デジタルアーカイブ」が便利である。特に宮沢内閣時の解散を検索すると、前例の原本が閲覧できる。

100) 憲法7条のみの詔書が適切だという立場として、清宮四郎『憲法I〔第3版〕』（1979年、有斐閣）234頁参照。清宮は「第69条は、むしろ内閣の解散決定権を予定するものであって、これを解散決定権をもたない天皇の形式的宣示行為の根拠として引用するのは、当をえたものとはいえない」と指摘する。また、宮沢は第1回目の詔書形式は「異例」と表現している。宮沢・前掲書（註79）119頁参照。

101) 佐藤功『憲法（上）〔新版〕』（1983年、有斐閣）85頁。

人もなくなり、日本の法務官僚たちの力量が発揮できる環境が整えられたことの反映であろう。憲法定定過程期からの日本側の解散権条項解釈が、占領終了後の段階に至って初めて実現したといえる。

しかし、憲法 7 条による解散を構想していた法務官僚は、もう一度、大きな壁を見ることになる。それは、第 1 回目の衆議院解散から第 2 回目の衆議院解散の 4 年間に生じた出来事である。当時の国会法 99 条 1 項は、両院法規委員会の設置を法定していた。両院法規委員会の権能は次のように定められていた。「両院法規委員会は左の各号の事項を処理する。一 国政に関し問題となるべき事案を指摘して、両議院に勧告する。二 新立法の提案又は現行の法律及び政令に関して、両議院に勧告する。三 国会関係法規を調査研究して、その改正につき両議院に勧告する」<sup>102)</sup>。この両院法規委員会は、第 13 回国会（1952 年）のときに、集中的に憲法 7 条及び憲法 69 条の問題を討論し、改めて解散権条項の問題がクローズアップされることとなった<sup>103)</sup>。

第 1 回目の解散時に吉田政権と野党三党との解散権論議があったが、今回は攻守逆の議論が展開された。すなわち、1950 年以降、サンフランシスコ講和条約締結問題が動き始め、今度は、日本社会党、国民民主党など野党が早期衆議院解散を主張し始めた<sup>104)</sup>。実際、野党は 1951 年 3 月 29 日、吉田内閣に対し次のような決議案を衆議院本会議に上程している。「衆議院解散に関する決議 政府は、速やかに衆議院の解散の助言を為すべし。右決議する」<sup>105)</sup>。不思議なことに反吉田の野党側が、憲法 7 条解散の必要性を主張したのである。

こうした政治環境の中、第 13 回国会中に両院法規委員会が開かれ、衆議院の解散について、一定の方向性を打ち出すべく審議が行われた。審議の結果、1952 年 6 月 17 日に「衆議院の解散制度に関する勧告」が衆議院議長宛に提出された。本勧告の要旨は、次の通りである。

「衆議院の解散については、その決定権の所在及び事由の範囲に関し、種々の

---

102) 両院法規委員会の概略については、鈴木隆夫『国会運営の理論』（1953 年、聯合出版社）521 頁以下参照。

103) 『第 13 回国会 両院法規委員会議録第 9 号』（1952 年〔昭和 27 年〕6 月 5 日）1 頁。

104) 衆議院 参議院編集『議会制度百年史 国会史 上巻』（1990 年）305 頁参照。宮沢俊義「解散の法理」『ジュリスト』（1952 年）1 号 11-12 頁参照。

105) 『第 10 回国会 衆議院会議録第 27 号』（1951 年〔昭和 26 年〕3 月 30 日）521 頁。

論議が行われているが、憲法の解釈としては同法第六十九条の場合以外にも、民主政治の運営上、あらたに国民の総意を問う必要ありと客観的に判断され得る充分な理由がある場合には、解散が行われ得るものと解することが妥当である。しかし、解散は、いやしくも、内閣の専恣的判断によつてなされることのないようにせねばならない。たとえば衆議院が、解散に関する決議を成立せしめた場合には、内閣はこれを尊重し、憲法第七條により解散の助言と承認を行うというごとき慣例を樹立することが望ましく、また将来適當の機会があれば、解散制度に関するこれら基本的の事項につき明文を置き、民主的な解散の制度を確立するとともに憲法上の疑義を一掃すべきである。両議院は、右に関し充分の考慮を払われたい<sup>106)</sup>。

このように憲法7条の衆議院解散手法を認め、内閣の裁量的衆議院解散が今後は可能であるという方向性が打ち出された。しかし、「解散を行い得る場合の判断をもつばら内閣の自由な裁量に委ねることは、場合により、内閣の専恣的判断におちいるおそれなしとしないので、その判断が適正なるものであるような保障あることが望まし (い)<sup>107)</sup>との一定の制約を付することは忘れなかった。この制約の論理は、入江俊郎 (当時、衆議院法制局長) の次の陳述と無関係ではない。入江は内閣の立場ではなく、衆議院の立場で次のような冷静な分析をしている。

「解散権が憲法七条の規定によつてのみ行使できるか、あるいは六十九条の不信任議決がなければ行使できないかということは、学者の間にも議論がわかれておりまして、必ずしも明確な結論が出ておりません。そこで当委員会におきましても、各方面から意見をお聞きいたしました結果、憲法の明文の上でかくのごとき重要なことが不明であるということは、はなはだ遺憾であるので、もし将来適當な機会があつたならば、次のような趣旨においてこれを明瞭にしたらどうかというふうなことが議論に出たように思います。すなわち六十九条の場合は、解散について最も主たる場合で、この場合は解散が行えるということは問題ないが、

106) 『第13回国会 両院法規委員会議録第11号』(1952年〔昭和27年〕6月17日)1頁。

107) 同上。また『第13回国会 両院法規委員会議録附録』(1953年〔昭和28年〕4月14日)1頁にも掲載されている。

それ以外の場合におきまして、内閣が解散の助言と承認をする場合に、これを無制限になし得るということは、結局新憲法の精神にも沿わない結果を来すおそれがありますので、将来内閣がそのような意思決定をする場合に、これに適当な制限なり条件をつけるようなことを、憲法改正の機会がありとすれば考えてもらうというふうにしたらどうか、こういうわけであります。なお、現行憲法の上におきましても、六十九条以外、すなわち七条で解散を行わなければならないというふうな場合があるとしても、これは決して無制限のものではないのでありまして、現在の憲法の運用上も、衆議院がみずから自主的に解散する決議を成立せしめた場合ならば、内閣はこれを尊重して、憲法七条によつて解散の助言を行うということが妥当であり、また七条の規定を働かせる場合にも、そのような場合にこれを行うのだという慣例をつくるように持つて行くことが穏当ではないか、そういった趣旨の意味のことをまとめまして、両議院に対する勧告としてはどうであろうか<sup>108)</sup>。

以上のように、両院法規委員会は、内閣の衆議院解散権は憲法 69 条以外の場合にもあり得るが、衆議院の解散が内閣の自由裁量であり、無制約であるという論理を認めてはしなかつた。内閣の解散権行使について法的制約をはずせば、政治の力学によって、衆議院解散は内閣の専断事項に転化せざるを得ない。一つの例外を認めれば、これを阻止する法的力量は一挙に低減化するからである。そしてこの「いやな予感」は、わずか 2 か月後に現実化することになる。

第 3 次吉田内閣時において、第 14 回国会が 1952 年 8 月 26 日に召集された。2 日後の 28 日、吉田首相は施政方針演説もせず、また本会議も開かず、突然、憲法 7 条に基づき衆議院を解散した<sup>109)</sup>。世にいう「抜き打ち解散」である。

この「抜き打ち解散」を契機に憲法学では解散権論争が始まるが、これはここでの考察の対象外である。一つだけ確認しておけば、憲法 69 条以外の解散権を認める立場が通説であったため、この「抜き打ち解散」に理論的に反抗する法論理が脆弱であったことが指摘できる。すなわち、通説が「解散権の幅」の制約論理を用意しておかなかつたこと、またそのことが現在までの内閣の自由な衆議院解散権を許容した原因の一つになった点が重要である。政治世界への歯止めの解

108) 『第 13 回国会 両院法規委員会議録第 9 号』(1952 年〔昭和 27 年〕6 月 6 日) 1 頁。

109) 衆議院 参議院編集『議会制度百年史 国会史 上巻』(1990 年) 444 頁参照。

散権論を構築しなかったが故に、今日まで政治力学によって衆議院解散が決せられるという魔性の力を半世紀以上も見せつけられることとなった。

#### 四、小結

これまで日本国憲法制定過程から憲法施行後の第1回衆議院解散の実情までを通観してきた。まとめていえば次の3点が指摘できる。

第1に、日本国憲法における議院内閣制の性格についてである。旧憲法は、その出発点において、明らかにプロイセン型の外見的立憲主義に基づく統治を目指していた。しかし、議会政が確立するにつれて、旧憲法の運用をイギリス流の議院内閣制に変化させようとしてきた。憲法学説では美濃部達吉の立憲学派がこれにあたる<sup>110)</sup>。いわば「憲政のあこがれ」の対象がイギリス議会政であった。

日本国憲法制定定期に改めて議院内閣制を憲法典に書き込むとき、立憲学派が描いてきた政党内閣制の確立が念頭にあったのは、想像に難くはない。たとえば、宮沢俊義は、1949年の段階で内閣と国会の関係について、アメリカ型、ドイツ型、イギリス型の3つに類型化し、イギリス型に関し次のように記述している。「第三の類型は、イギリス型である。これを議院内閣制 (parliamentary government) という。ここでは、政府は下院の信任をその在職の要件とし、政府は下院を解散する権をもっている。下院は、いつでも、不信任決議によって政府をたおすことができるし、これに対して、政府は下院を解散して国民の輿論に訴えることができる。その結果、下院の多数を占める政党の首領が内閣の首班となるという慣例が必然的に生ずる」<sup>111)</sup>、「新憲法は、イギリス型を採用した」<sup>112)</sup>。

宮沢が日本国憲法をイギリス型として位置づけたのには、レッズローブの理論を念頭に置いていたからである<sup>113)</sup>。レッズローブは、国家元首が議会解散権を

110) たとえば、美濃部・前掲書(註64)535-541頁において、立憲政治と政党内閣制による憲法運用を理念像として叙述している。

111) 宮沢俊義『憲法大意』(1949年、有斐閣)334-345頁。

112) 同上・336頁。加えて美濃部も同一の立場に立っている。美濃部達吉『新憲法概説』(1947年、有斐閣)64頁において「衆議院の解散の時期及び原因に付いては別段の制限なく、一に内閣の進言に基づき天皇の命令として行はるるのである」と叙述されている。

有し、執行機関と立法機関との間に均衡をもたらすあり様を「真正な議院内閣制」と呼び、議会解散権が封鎖されているあり様を「不真正な議院内閣制」と呼び、両者を明確に区分していた<sup>114)</sup>。宮沢は、議院内閣制の手本を下院と内閣の間に均衡をもたせるイギリス議会政に求め、「真正な議院内閣制」の確立が、日本国憲法の下では不可欠だと捉えた<sup>115)</sup>。そこで宮沢は、憲法 69 条以外の事由による憲法 7 条解散を擁護する姿勢をとり続た。また金森自身も宮沢と同じ立場に立っていた。金森は、イギリス型議院内閣制の優位性を主張し、「解散権の用い方には格別の制限がないと解することが正しい」<sup>116)</sup>と指摘し、戦後の解散権論争を顧みて「解散権の制限を論ずる者があるのは、内閣の持つておる独立性を理解せざることの結果」<sup>117)</sup>とまで断言する。旧憲法における衆議院解散が、天皇大権として無制限であると金森は把握していたが、この理解が日本国憲法の解釈論においても踏襲され、衆議院解散は、いわば「天皇大権から内閣大権への移行」と描ききった。

こうした見方は、日本政府側の主流でもあった<sup>118)</sup>。しかし、GHQ 民政局は、議院内閣制のあり方よりも天皇の権能を非政治化することと同時に、「強い立法

113) 宮沢俊義『新憲法と国会』(1948年、国立書院) 125-126頁参照。

114) R. Redslob, Die parlamentarische Regierung in ihrer wahren und in ihrer unechten Form, 1918, SS. 1-5. また、加藤一彦『議会政治の憲法学』(日本評論社、2009年) 6-9頁参照。

115) 宮沢・前掲論文(註13) 78-79頁参照。

116) 金森・前掲書(註65) 145頁。

117) 同上・147頁。また金森は「憲法が実施されたところから、進駐軍の圧迫的態度は強く目立って来たように思われる。少なくとも私に対しては今まで相当の敬意を払ってくれたようだ。そのうちに足もとを見られたというか、物なれ過ぎたというか、万事露骨になったようだ。例の衆議院の解散は憲法第六十九条により衆議院の不信任決議案があった場合に限ると先方で主張し、日本で行う解散手続きの実行にまで実際的に干渉を加えて来たのは遺憾なことであった」と回顧している。この点については、「私の履歴書」『金森徳治郎著作集 I』(2013年、慈学社) 所収 314頁より引用をした。第1回目の衆議院解散時、金森は国立国会図書館館長に在職中であり GHQ 民政局との直接交渉はしていないと思われる。

118) そのほかに、稲田正次「議院内閣制と改正の問題」『法律タイムズ』21号(1949年) 20-26頁。この論文は、第1回目の衆議院解散後に書かれていることに注意。当時の日本側の主張を当然としているが、解散権のあり方に関しては、楽観的すぎる分析である。

府」の確立に主眼を置いていた。そこで憲法 69 条の読み違いが発生し、その相違に気がつかないまま事態が進行していったのである。

第 2 に、第 1 回目の衆議院解散詔書の文言についてである。この詔書は「衆議院において、内閣不信任の決議案を可決した。よつて内閣の助言と承認により、日本国憲法第六十九条及び第七条により、衆議院を解散する」とあるが、ここに日本側と GHQ 民政局との交渉結果が結実している。すなわち、解散権条項に関し、日本側の解釈と GHQ 民政局の解釈の認識の相違が、初めて表に出たのが 1948 年 11 月の段階である。この認識の相違を埋めるべく交渉が始まり、その交点が先の詔書の文言である。憲法 69 条を利用して衆議院を解散したことを世上「馴れ合い解散」と呼ぶが、この「馴れ合い」の主体は各政党というよりも、GHQ 民政局と日本側法務官僚たちであった。

占領期に憲法解釈権をも奪われた法務官僚たちは、サンフランシスコ講和条約締結後、解散権条項のイギリス的運用、いわば「真正な議院内閣制の純化」を目指していく。これが第 2 回目の解散時における解散詔書の文言修正であった。第 2 回目の衆議院解散（1952 年 8 月 28 日）における解散詔書は、「日本国憲法第七条により、衆議院を解散する」とあり、ここに日本の法務官僚の憲法解釈権獲得とその成果が凝縮されている。しかし、法務官僚たちの「真正な議院内閣制」への純化解釈作業は、別の側面をもたらした。それは、憲法 7 条による解散が無制約になり得るという構造的欠陥を抱え込んでいるという問題性である。これにいち早く気がついたのが、小嶋和司である。小嶋は、第 1 回目の衆議院解散を「幸福な先例」と呼び、1948 年の「解決こそ実は憲法の解釈としては正当なもの」<sup>119)</sup>と把握し、宮沢説の欠点を明らかにした。しかし、小嶋のいう「幸福な先例」は先例とはなり得なかった。小嶋の見解が公表されたおよそ 1 年後、憲法 7 条単独による「抜き打ち解散」が行われたからである。これを契機に小嶋も関与しつつ、解散権論争が始まることとなる<sup>120)</sup>。

119) 小嶋和司「四八年の幸福な先例」『東京大学学生新聞』第 104 号（1951 年 12 月 13 日）。ここでは参照の便を考え、同『憲法論集二 憲法と政治機構』（1988 年、木鐸社）を利用した。引用箇所は 69 頁。

120) 佐藤功「解散をめぐる憲法論争」『法律時報』第 24 巻 2 号（1952 年）27-38 頁、長谷川正安「解散論の盲点」『法律時報』第 24 巻 7 号（1952 年）50-56 頁、小嶋和司「解散権論議について」『公法研究』第 7 号（1952 年）83-94 頁（小嶋の前掲書 71-87

第 3 に、仮に憲法 69 条所定事由がある場合のみ、解散ができるとする総司令部的解釈が確立し、それが憲法慣行になっていたらどのような展開が生まれたであろうか、という想像上の物語である。おそらく内閣が衆議院解散を実現したいのであれば、内閣が——あるいはその意向を汲んだ与党が——信任決議案を衆議院に上程し<sup>121)</sup>、信任決議案が否決されるよう与党議員が棄権あるいは信任反対票を投じ、信任決議案を意識的に否決する方策がとられていたはずである。この解散手法は、従来のイギリス型ではなく、むしろ建設的不信任制度があるドイツ基本法型に接近する（ドイツ基本法 67 条・68 条）。確かにドイツ型の場合、与党幹部による「談合的解散」が批判対象となり、野党から連邦憲法裁判所に違憲訴訟が提起されてきた。その点、ドイツ型の解散制度も理想的とはいえまいであろう。しかし、ドイツでは基本法上、厳格な解散制度がある故に、また基本法に従わざるを得ないために、政党政治的潮流を法調整する環境が整っている。その法環境がある故に、これまで連邦議会の解散は、僅か 3 回にとどまる<sup>122)</sup>。

仮に、総司令部的解釈が憲法慣行となっていたならば、「内閣大権としての衆議院解散権」は、別の姿になっていたことだけは確実であろう——J. ウイリアムズが指摘したチープ・トリックが行われたかもしれないが。すなわち、内閣の一方的意思では衆議院解散が不可能であるため、首相は与党幹部と与党議員の意思をまとめ、協力を求めなければならない。その政治的労力は、内閣にとっては

---

頁にも所収) をあげるに止める。

- 121) 内閣信任決議案は、過去 3 回提出されたことがある。3 回ともに与党側から議案が提出された。内閣が自己の信任決議案を提出した例はない。第 1 回目の実例では、与党提出の内閣信任決議は可決されたが、提出者と党よりその後直ちに撤回された。『第 24 回国会 衆議院会議録第 43 号』（1956 年〔昭和 31 年〕5 月 1 日）666 頁（議事録記載に誤植があることに注意。明白に「信任決議案」であり、「不信任決議案」は誤記。「不」の文字に「//」が加えられている）。当時の経緯については、『朝日新聞』1956 年 5 月 2 日朝刊参照。また第 2 回目は宮沢内閣信任決議案（1992 年 6 月 14 日）、第 3 回目は福田内閣信任決議案（2008 年 6 月 12 日）であり、ともに信任決議案は可決されている。なお、内閣も自己の信任決議案を衆議院に提出できると解される。これを否定すべき憲法上の根拠はない。同旨・宮沢・前掲書（註 79）535 頁参照。樋口陽一ほか著『注解法律学全集 憲法Ⅲ』（中村睦男執筆）（1998 年、青林書院）221-222 頁参照。
- 122) ドイツの実例につき、分析したことがある。加藤一彦「ドイツ基本法における連邦首相と連邦議会との対抗関係性」『獨協ロージャーナル』11 号（2017 年）87-101 頁参照。

相当なエネルギー量を要することとなろう。第1回目の衆議院解散に関していえば、おそらく内閣が信任決議案を自ら衆議院に提出し、これを衆議院が否決するという方法が、先例として考えられるべきだったのであろう——実際は、吉田政権が少数政権であったことから、野党勢力による不信任決議の可決である。仮に内閣提出による信任決議案が、衆議院において否決されるという手法が採用されたのであれば、「もっと幸福な先例」となり得ただろう。

本稿を閉じるにあたって、次のことを指摘しておきたい。憲法7条解散が常態化し、また憲法7条による解散が——説明の仕方は異なりつつも——通説として描かれている現状についてである。今日でもかつての小嶋の問題提起に同調する学説は少数説である<sup>123)</sup>。しかし、この小嶋説の果たした役割は大きいと思える。憲法7条説に対し、憲法69条限定説が並走してきたからこそ、今なお、憲法7条解散の実質的意味を問う契機が残されている。それは芦部信喜の次の言説にもある。芦部は、その代表的テキストにおいて衆議院の「解散の限界」が存在することにふれ、「内閣の一方的な都合や党利党略で行われる解散は、不当である」<sup>124)</sup>と記述した。確かに憲法解釈では、「不当」の言葉は弱い。だが、法務官僚たちによる「真正の純化」を通じて排除された「不純物」も議会議政の歴史の実質の一つである。イギリス型議院内閣制を理想とし、これを目指してきた戦後憲法学の通説は、解散権制約を法律化した現在のイギリス議院内閣制<sup>125)</sup>をどのように評価するのであろうか。議会制の母国と目されるイギリスにおいても、「解散権の幅」が法律化された。また遅れて議会議政を導入したドイツにおいても、「解散権の幅」は当初よりドイツ基本法に導入されていた。

この方向性は、法務官僚と通説が描いてきた「真正の議院内閣制の純化」とは異質である。むしろ「純化」をして行けば行くほど、内閣による衆議院解散権の憲法的制約の契機は最小化するというパラドックスが生じる。日本国憲法の解散権論には、まだ憲法69条の実質的並走者が必要である。

123) 加藤一彦『憲法〔第3版〕』(2017年、法律文化社)220-221頁参照。

124) 芦部信喜 高橋和之補訂『憲法〔第6版〕』(2015年、岩波書店)335頁。

125) 植村勝慶「イギリスにおける庶民院解散権の廃止」本秀紀編『グローバル化時代における民主主義の変容と憲法学』(2016年、日本評論社)253頁以下参照。